



基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和 7年 6月 30日	
提案種別	提案・意見・ 要望	
提案件名	基山町体育館利用時のエアコン料について	
提案者	住所又は所在地	基山町大字宮浦543-112 電話 090-2394-5935
	氏名又は名称	第12区区長 飛松千佐子
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する（ ） 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	町の体育館を使用して行われる区の行事において、参加者の熱中症予防や快適な運営環境を確保するため、エアコン使用料に対する助成を町に申請するものである。高齢者や子どもが多く参加するイベントで体育館内の高温状態が健康面・安全面において大きな懸念となっている。住民が安心して参加できる行事の継続と活性化を目的としエアコン使用に町が支援する仕組みを求める。	
提案の背景	12区は毎年この時期に地域コミュニティの維持・活性化のため体育館を使用しており近年の猛暑傾向や熱中症のリスク上昇を受けて毎年エアコンの使用が不可欠であり使用時間で苦慮している エアコン料が高額のため区の自主財源では負担が重く十分な空調が確保できない	
提案の課題	① エアコン使用料が1時間10000円と高く使用を最小限にとどめざるを得ず快適性、安全性が確保されない ② 参加者が体温調節が難しい高齢者や子ども達の参加も多く健康被害が懸念される ③ 地域コミュニティとして通年行事であり気候に左右されないイベントであるが規模縮小等の可能性がある	

目標設定	① 熱中症予防と参加者の安全確保 ② 行事の継続的な実施支援 ③ 住民のコミュニケーション維持と向上
提 案 内 容	① エアコン使用料への助成制度の創設 町の公共施設(体育館)を区が地域行事で使用する際、エアコン使用にかかる費用の一部または全額について、町が助成を行う制度を設けることを提案する。 ② 対象となる行事の基準設定 ・自治会・子どもクラブ等の地域団体主催の公益性の高い行事 ・夏季(6月～10月)に実施され、エアコン使用が必要とみとめられるもの ・町の施設予約システムで事前に申請・承認されたもの ③ 簡単な申請・報告手続き ・各区や団体が事務負担なく助成を受けられるようにエアコン使用申請時に助成申請も同時に可能にする 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どの様な体制で、どれだけの期間、どの様な事業を実施するのか、見込費用、持続可能か等を詳しく提案して下さい。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されますので御承知おきください。